

第2回遺伝子組換え表示制度に関する検討会 消費者団体等のヒアリング

2017年6月20日

消費生活コンサルタント 森田満樹

1. 遺伝子組換え食品表示の現状について
2. どのような表示制度が望ましいか

1. 遺伝子組換え食品表示の現状について

① 現行制度の義務表示をほとんど見かけない

店頭でよく見かけるのは、任意表示の非組換え表示と、一部の事業者が自主的に取り組んでいる不分別表示であり、義務表示はほとんど見かけない。消費者が現行の表示制度を理解していれば任意表示のものから選ぶことは可能だが、現状は表示制度の理解度は低く(*)、消費者の選択は困難な状況にある。

② 任意表示「遺伝子組換えではない」が誤認を招くことがある

EUなどでは「遺伝子組換えではない」と表示するためには、「意図せざる混入率」とは別に、さらに厳しい混入率(ドイツでは0.1%未満、韓国は0%など)が設けられている。しかし、日本では5%以下であれば「非組み換え」と表示できてしまうため、誤認を招くことがある。


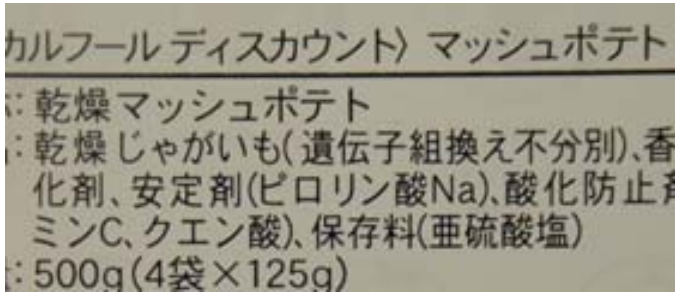
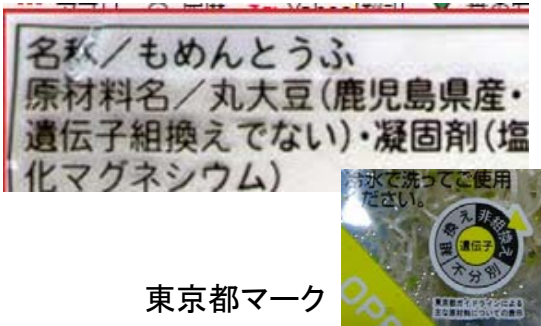

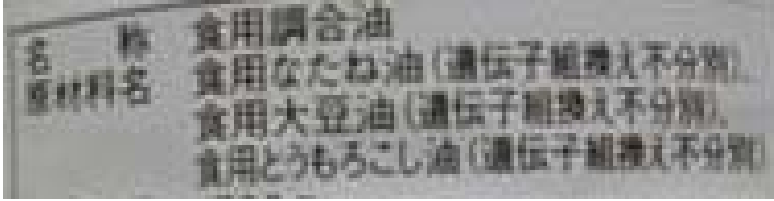
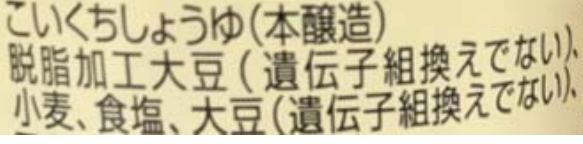
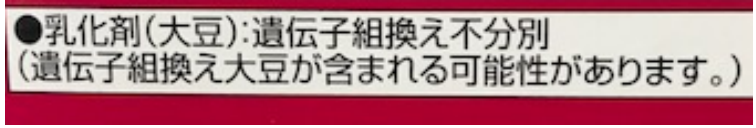
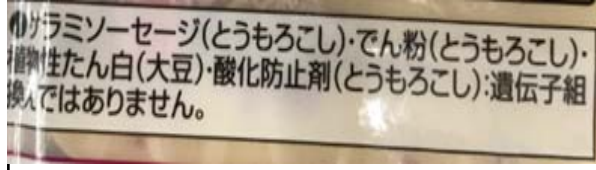
③ 義務対象(33加工食品群)以外の任意表示の妥当性は？

現在、しょうゆや異性化糖に「遺伝子組換えではない」と任意表示されている商品があるが、最終製品の科学的検証が不可能な食品の場合にどこまで確認されているのか不明である。また任意表示のため、事業者によって書けるものだけ書いたり、商品によって表示方法がばらばらだったり、全てを義務化するには実行可能性のハードルが高いことがわかる。

*2017年4月消費者庁「遺伝子組換え食品に関する消費者意向調査」より 表示義務対象品目に関する認知度やDNA等が検出できない品目を表示不要とすることに関する認知度は約3割

店頭で見かける遺伝子組換え表示

義務表示の範囲

	遺伝子組換え	遺伝子組換え不分別	遺伝子組換えではない(任意表示)
表示義務対象 33品目で 主要原材料(上位 3位かつ5% 以上)	ほとんど見 かけない 	ほとんど見かけない(コーンスターチなど) 	とてもよく見かける(豆腐など)  東京都マーク 
組換えられたDNA 等が検 出できな い(任意 表示)	見かけない	一部のPB商品で自主表示(植物油、マー ガリンなど)をよく見かける 	一部のPB商品や、しょうゆで自 主表示をよく見かける 
主要原 材料では ない場合	見かけない	一部のPB商品で自主表示で見かける 	一部のPB商品で見かける 

店頭では任意表示「組換えでない」表示が最も多く、任意表示「不分別」表示に積極的に取り組んでいる事業者もいる。気になる消費者はそこから選ぶこともできる。

諸外国の遺伝子組換え食品表示制度・NON-GMO表示の考え方と閾値

	日本	EU	韓国	オーストラリア・ニュージーランド
表示の基本的な考え方	導入されたDNAやたんぱく質が最終製品に残るものを対象とする	遺伝子組換え農産物が用いられた全食品を対象とし、トレーサビリティにより確認する	導入されたDNAやたんぱく質が最終製品に残るものを対象とする	導入されたDNAやたんぱく質が最終製品に残るものを対象とする
表示対象品目	8農産物33加工食品	遺伝子組換え農産物を含むもの、遺伝子組換え農産物から製造されたもの全て	6農産物27食品	導入されたDNA等が残るGM作物と加工食品
油などの表示	対象外	義務表示	対象外	対象外
表示が免除される意図せざる混入率	5%	0.9%	3%	1%
表示の範囲	原材料の重量に占める割合が高い原材料の上位3位まで、かつ原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの	規定なし（全ての原材料で、添加物も対象となる）	全ての原材料	規定なし
Non-GMO表示	分別管理されて5%未満を満たせば「遺伝子組換えではない」等の任意表示が可能	EUとして規定はないが、各国が国内法で規定している。原則禁止している国もある。	今回の改訂で4つのNon-GMO表示を認めることに。ただし非意図的混入は認めない	直接の規定はないが、公正取引法での別途規定されている
NON-GMO表示が認められる閾値	5%未満	フランス・ドイツは0.1%未満	0%	実質0%

2. 消費者にとってどのような表示が望ましいか

① 消費者の選択の機会を確保する表示

食品表示法の目的は、「食品を摂取する際の安全性の確保」「自主的かつ合理的な選択の機会の確保」がある。遺伝子組換え食品表示は後者に位置づけられるが、現行制度では選択の機会が十分に確保されていない。その観点から義務表示対象品目の拡大の検討が求められるが、その際には実行可能性など「食品表示一元化検討会報告書」の基本的な考え方(次ページ)を踏まえるべきである。

② 正しい表示・検証可能な表示

表示は内容に偽りがいないか、きちんと検証できる表示でなければならない。

③ 誤認を招かない表示

消費者の誤認を招かないよう「意図せざる混入率」を現行の5%から下げることができるか、また「遺伝子組換えではない」と表示できる新たな混入率を別途設けることができるか、実態を踏まえたうえで検討が必要である。

④ わかりやすい表示

食品表示は「消費者にとって見やすく、その内容が理解しやすく、消費者が活用できること」が望ましい。

消費者庁「食品表示一元化検討会報告書」（2012年8月公表）の 基本的な考え方を参考にして、検討してほしい

報告書「2. 新たな食品表示制度の基本的な考え方」より

- 1) 食品の安全性確保に関わらない事項については、表示の義務付けを検討するに当たり、個々の消費者にとっての重要性は消費者によって異なることに留意すべきである。表示にはコストがかかり、その情報を求めている消費者が、コスト増を負担することになる。このため、消費者にとってどのような情報が必要か否かを、よく検証すること。**(消費者の表示ニーズ)**
- 2) 表示を義務付ける以上、基本的に、規模の大小を問わず全ての事業者が実行可能なものであるか否か、また、表示内容が正しいか、事後的に検証可能なものであるか否かの検討が必要である。**(実行可能性・検証可能性)**
- 3) 消費者への情報提供を充実させていく上で、商品の容器包装への表示だけでなく代替的な手段によって商品に関する情報提供を充実させた方が良いのか、検討する。**(代替的手段による情報提供)**
- 4) 事業者の実行可能性に影響を及ぼすような供給コストの増加があるのか、さらに、監視コストその他の社会コストなど総合的に勘案した上で、消費者にとってのメリットとデメリットをバランスさせていくことが重要である。**(コストとのバランス)**

表示内容が正しいか、事後的に検証可能か

① 「意図せざる混入率」5%を引下げた場合の検証は可能か？

日本はEUとは異なりGM作物の輸入量が多く、混入率も高い。引き下げた場合に、混入率が正しいかどうか確認するためには、定性検査と定量検査を組み合わせる必要がある。スタック品種が増える中で事業者の実行可能性はどの程度か。現実的な監視・執行は可能か。

② 最終製品で組換えられたDNA等が検出できない食品について、表示をする場合の検証は？

油やしょうゆなど表示する場合は、IPハンドリング証明書とともに、原料段階の検証がどこまで必要となるのか。事業者、監視執行の検証は可能か。

③ IPハンドリング証明書はどこまで入手可能か？

遺伝子組換え食品表示は、IPハンドリング証明書の有無がポイントとなる。対象品目が拡大する場合に、これまで非栽培国で新たに証明書発行が必要となるケースがどのくらいあるのか。国際貿易上、そのような証明書発行は可能か。内容の検証は？

義務表示を拡大するためには、表示内容が正しいか検証できる仕組みが重要となる。以上の点について、今後の事業者のヒアリング等で検討してほしい。

わかりやすい表示という点から考えると・・・

- 1) EU制度のように対象品目を拡大すると、油、しょうゆ、果糖ぶどう糖液糖、水あめ、砂糖、植物性たん白、乳化剤など表示対象品目が大幅に増える。
- 2) 液糖などは、原材料名だけではどの作物がGM表示対象かわからないので、カッコで何が遺伝子組換えか(とうもろこし)などと情報提供が必要となり、原材料の中身まで展開して詳しく表示しなければならなくなる。
- 3) 原料原産地表示の義務化もあり、原材料名のカッコの中がさらに複雑でわかりにくくなる。

あるアイスクャンディーの表示
(現行表示制度による)

原材料名 砂糖、果糖ぶどう糖液糖、りんご果汁、植物油脂、水あめ / 安定剤、酸味料、乳化剤(一部に大豆・りんごを含む)



EUのように、
全て表示することになると...

原材料名 砂糖(国内製造、てんさい(遺伝子組換えではない))、果糖ぶどう糖液糖(とうもろこし(遺伝子組換え不分別))、りんご果汁、植物油脂(とうもろこし油(遺伝子組換え不分別))、大豆油(遺伝子組換え不分別)、水あめ(ばれいしょ(遺伝子組換えではない))/安定剤、酸味料、乳化剤(大豆(遺伝子組換え不分別)(一部に大豆・りんごを含む))

食品表示法の基本理念（第3条）

- 食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利（安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供）の尊重と消費者の自立の支援を基本とする。
- 食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮する

消費者の権利として消費者が選択できるようにすることが大事だが、あわせて小規模事業者への影響の配慮も必要。

まとめ：遺伝子組換え食品制度をどう見直すか

1. **対象品目**は、表示の信頼性、実行可能性、事後検証性、国際整合性の観点から、これまでどおり組み換えられたDNA等が検出できるものを原則とする。
2. **意図せざる混入率**について、スタック品種の増加による検査コストの上昇なども踏まえて、十分に検討してほしい。
3. **「遺伝子組換えでない」と表示するための混入率**について、消費者を誤認させない観点から、新たに検討してはどうか。
4. 消費者の選択の機会を増やすために、事業者の自主的な取り組みを促すような**ガイドライン**（たとえばかつて農林水産省が定めた外食の原料原産地表示ガイドラインのように、事業者が取り組みやすい共通ルールを定めるもの）を検討してはどうか。
5. 表示は容器包装だけでなく、問い合わせ対応、インターネットや電子コード等の利用など、**表示以外の代替方法**として新しい情報提供のあり方の可能性を探る。
6. 食品表示法の基本理念にある「消費者の自立の支援」のためには、表示を見て活用できるような**消費者教育**が必要である。